

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の案を公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月13日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

- (1) 追分地区地域計画（案）
- (2) 北部地区地域計画（案）
- (3) 東部地区地域計画（案）
- (4) 西部地区地域計画（案）
- (5) 南部地区地域計画（案）
- (6) 河辺地区地域計画（案）
- (7) 雄和地区地域計画（案）

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧期間

令和7年3月13日から同月26日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

5 意見の申立て

各地域計画の案に対する意見については、「地域計画（案）についての意見書」を記載の上、秋田市産業振興部農業農村振興課に提出する。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとする。